

自ら評価とは

リスク管理機関(農林水産省、厚生労働省など)から要請されて行う評価(食品健康影響評価)ではなく、食品安全委員会が評価を行う必要があると考えられる問題を選定して行う評価です。

■選定の考え方

国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

危害要因等の把握の必要性

評価ニーズが特に高いと判断されるもの

■「自ら評価」案件の決定までのフロー

